平成28年度20回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日:平成29年1月23日

担当部·課:健康部健康推進課[内線2422]

### ① 件 名

特定不妊治療費助成の拡充について

#### ② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

#### 【背景)

結婚・妊娠・出産年齢の上昇や医療技術の進歩に伴い、体外受精、顕微授精等(特定不妊治療) により出生した子は出生数の3%(平成22年)を占める。

国において「不妊に悩む方への特定治療支援事業」が平成16年度に創設されたことを受け、県において助成事業が開始された。

本市においても、平成27年度から独自助成を行っているところであるが、県では、平成28年 1月に初回治療助成額の増額や男性不妊治療への対象拡大、同年4月には、対象となる妻の年齢を 42歳まで、助成回数を通算6回までとする条件の設定が行われた。

県が実施する特定治療支援による助成後も高額な治療費の負担が残ることが課題となっている。

# 【目的】

少子化対策として市においても、特定治療支援の対象者に対し独自支援策の拡充を行うことにより、更なる経済的、精神的な負担の軽減を図り、不妊治療を推進するもの。

### ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

#### 【根拠法令】

母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱

(平成17年8月23日付け雇児発0823001号)

「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」の一部改正について

(平成28年5月16日付け雇児発0516第2号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

第4章 安心して健やかに暮らせるまち

第3節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する

(1) 子育てを支援する環境を整備する

# ④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成 8年度 不妊専門相談センター事業 (国)

平成16年度 不妊に悩む方への特定治療支援事業(国)創設

平成16年度 宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業の開始

平成27年度 石巻市特定不妊治療費助成事業開始

平成28年1月 宮城県同事業の男性不妊治療の助成開始、初回助成額の増額

4月 宮城県同事業の対象と助成回数の変更

## ⑤ 主な内容

### ◇石巻市特定不妊治療費助成事業

- 1 対象者:(1)県の特定治療支援事業の助成を受けた夫婦
  - (2) 治療期間及び市への申請日に、石巻市内に住所を有すること
- 2 助成の改正点

| = 34/34 - 24-24 |              |                            |  |  |  |  |
|-----------------|--------------|----------------------------|--|--|--|--|
|                 | 現状           | 改正後                        |  |  |  |  |
| 助成回数            | 1年度につき2回まで   | 「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」で承認決定 |  |  |  |  |
|                 |              | を受けた回数(通算最大6回)             |  |  |  |  |
| 助成額             | 「宮城県不妊に悩む方へ  | 「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」で規定する |  |  |  |  |
|                 | の特定治療支援事業」で規 | ① 特定不妊治療に対し、10万円まで         |  |  |  |  |
|                 | 定する特定不妊治療に対  | ② 男性不妊治療に対し、①とは別に 10 万円まで  |  |  |  |  |
|                 | し 10 万円まで    |                            |  |  |  |  |

\*平成27年度実績:82件(助成額 8,120,603円)

### 【参考】宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業の概要

# 1 対象者

- (1)申請日現在、宮城県内に住所があり、法律上婚姻をしている夫婦
- (2) 体外受精・顕微受精以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと 医師に判断され、指定医療機関で、治療を受けた夫婦
- (3)総所得金額が730万円未満である夫婦(前年度の夫婦合算)
- 2 助成限度額

初回30万円 2回目以降 1回につき7.5万円~15万円 男性不妊治療を実施した場合は上記とは別に15万円

3 対象となる妻の年齢と助成回数

| 対象となる妻の年齢     | 助成回数               |
|---------------|--------------------|
| 治療開始年齢 40 歳未満 | 43 歳になるまでに通算 6 回まで |
| 治療開始年齢 40 歳以上 | 43 歳になるまでに通算 3 回まで |
| 治療開始年齢 43 歳以上 | 助成なし               |

平成27年度までに通算期間が5年または助成回数が10回まで助成を受けた方は対象外

# ⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

#### 【市民への効果】

経済的な負担により、十分な不妊治療を受けることができずにいる夫婦を支援することにより、 不妊治療の機会が増え、出生数の増加が見込める。

#### 【財政措置】平成29年度

歳入: 宮城県少子化対策支援市町村交付金(1件あたりの交付金対象額上限 50,000 円 その 1/2) 歳出: 年間 10万円×100件=10,00千円

#### ⑦ 他の自治体の政策との比較検討

○宮城県内の市町村における特定不妊治療費助成(平成28年度)

| 市町   | 上限額           | 男性不妊       | 助成期間・回数        | 条件       |
|------|---------------|------------|----------------|----------|
| 東松島市 | 1回15万円        | 0          |                |          |
| 岩沼市  |               | 0          |                |          |
| 名取市  | 治療方法により 10 万円 | 1回5万円      | 宮城県に準じる        |          |
| 角田市  | 又は5万円         | 単独の場合のみ1回  |                | 宮城県特定不妊治 |
|      |               | として助成      |                | 療費助成事業承認 |
| 白石市  | 年 10 万円       | 年 10 万円    | 5年             | 原真切似事未分配 |
| 登米市  | 1回10万円        | $\bigcirc$ | 5年             |          |
| 3.水巾 | 1年度で 20 万円まで  |            | 9 <del>+</del> |          |
| 栗原市  | 1回10万円        | $\circ$    | 宮城県に準じる        |          |
| 女川町  | 初回 30 万円      | 1回15万円     | 上限なし           | 所得制限なし   |
|      | 2回目以降15万円     |            |                | 年齢制限なし   |

<sup>\*</sup>対象治療の男性不妊に○がついている場合は、男性不妊としての助成金は別途設けていないが 男性不妊の手術に要した費用を合算した金額が助成対象になっている。

# ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成29年3月 石巻市特定不妊治療費助成事業実施要綱一部改正(平成29年4月1日施行) 4月 市報、ホームページ、チラシで周知

### 9 その他